

## 災害活動時に係る松江市消防団員の自家用車等損害補償運用要綱

### 1 趣旨

この要綱は、松江市消防団の災害活動において、松江市消防団に所属する消防団員（以下「団員」という。）がやむを得ず自家用車等を使用し当該自家用車等に損害が発生した場合に、その損害を補償して団員の経済的負担を軽減することにより、団員の活動環境の整備等を図るために必要な事項を定めるものである。

### 2 補償の対象となる自家用車等

- (1) 団員又はその同居の家族が所有する自動車、二輪自動車及び原動機付自転車
- (2) 団員の勤務先が所有する自動車、二輪自動車及び原動機付自転車

### 3 補償対象

団員の自家用車等に係る損害のみを補償するものとし、災害発生に伴う出動命令に基づき、団員が災害活動のために自宅等を出発した時から自宅等に帰着した時までの間に発生した損害を対象とする。

なお、自宅等とは、自宅、職場及び外出先等、団員が出動命令を受けた時点で自家用車等が保管されている場所をいう。

### 4 災害活動の範囲

- (1) 補償の対象となる消防団活動（災害活動）  
火災、風水害等の災害、救助活動、捜索、誤報のうち、出動命令があったもの
- (2) 補償の対象とならない消防団活動（非災害活動）
  - ア 訓練、広報、防災指導、巡回、機関点検、出初式、大会、研修、会議、イベント等の  
平時の活動
  - イ 団員が自己の判断で出動した出動命令が伴わない災害活動

### 5 補償内容

補償金額は100万円（免責金額3万円）を上限とし、補償金額の算定は松江市及び松江市が委託する保険者の調査により決定するものとする。

なお、損害額が100万円を超える場合は、必要に応じて団員が加入する保険等でその差額を補償することができる。

### 6 補償の適用除外

次の各号に該当する場合には、補償の対象外とする。

- (1) 損害が故意又は重大な過失による場合
  - ア 団員の故意によって生じた損害
  - イ 団員の道路交通法違反による事故により生じた損害

- ウ 団員の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者を除く。）を死傷させた事故により生じた損害
- (2) 消防団活動に必要となる合理的な経路を著しく逸脱した場所で生じた損害
  - (3) 2に規定する自家用車以外の損害
  - (4) 地震、噴火、津波自体により生じた損害

## 7 報告要領

事象が発生した場合、補償を受けようとする団員は速やかに松江市消防本部消防総務課消防団室に連絡を行い、次の事項について報告するとともに、遅滞なく別紙「災害活動時に係る自家用車等損害報告書」を提出すること。

また、事象が発生した旨を、所属方面団長に報告すること。

- (1) 所属（方面団、分団、班）
- (2) 階級
- (3) 住所、氏名、生年月日、電話番号
- (4) 発生日時、場所、発生の状況（状況が分かる写真を撮影しておくこと）
- (5) ケガの有無

その他、松江市又は松江市が委託する保険者の求めにより、保険金請求書、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出するものとする。

## 8 その他注意点等

- (1) 自家用車等の運転に際し交通事故が発生した場合は、警察等へ速やかに通報する等、適切な事故対応を行うこと。
- (2) 災害現場で損害が発生した場合は、他の団員等に報告するとともに、その状況を写真等に記録すること。
- (3) 団員は、災害活動に自家用車等を使用した場合、使用した事実とその自家用車等の車番を、例月のアプリによる出動報告に併せて報告すること。
- (4) 松江市又は松江市が委託する保険者は、補償を受ける団員が、偽りその他不正な手段によって補償を受けたことが発覚した場合、当該補償金に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。
- (5) この要綱に定める以外の事項については、松江市が委託する保険者の定める規定によるものとする。
- (6) 本補償は、団員が既に加入している保険に代わり各種損害を補償するものではなく、災害出動時に限り団員の自家用車等に係る損害のみを補償するものである。

団員においては、必要な保険に引き続き加入するものとし、無保険車とならないよう留意すること。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 災害活動時に係る自家用車等損害報告書

松江市長 上定昭仁 様

自家用車等の損害の発生について、次の通り報告します。

所 属	松江市消防団	階級	
	方面団	分団	班
住 所	〒	電話番号	
ふりがな		生年月日	
氏 名			
発生日時	年 月 日 ( )	午前 午後	時 分頃
発生場所	(地図等を別途添付すること)		
発生状況	(詳細に記述) (写真等を別途添付すること)		
ケガの有無	有 ・ 無		

報告者署名 (自署)

この報告書は、事象発生後に遅滞なく報告すること。

報告先 : 松江市消防本部 消防総務課消防団室